

公益財団法人 檜山奨学財団

2019年度 奨学生募集要項（大学・学部生）

1. 趣旨

この奨学金は、当財団の定める指定大学の学生で学業優秀、品行方正、身体強健で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金を給与することによって、社会有用の人材を育成することを目的とします。

2. 応募資格

応募者は、学業・人物ともに優秀で且つ修学可能な心身を持ち、学資的援助を必要とし、次の全ての条件に該当する者としてします。

- (1) 在籍する大学で面接を受け学長によって推薦された者。
- (2) 他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給付を受ける事は認めません。
但し、日本学生支援機構（貸与型・給付型）との併願は認めます。
- (3) 大学を卒業後、再び大学に入学した者は除く。
- (4) 医学部・歯学部等修業年限6年の学部及び夜間の学部に在学する者は除く。
- (5) この事項に定める申請書類を提出した者。

3. 給付内容

- (1) 採用人員 奨学生の採用人員は大学一年次に在学する者41名とする。
- (2) 給付月額 40,000円
- (3) 給付期間 在学する正規の最短終業年度、原則4年間とします。
- (4) 交付方法と送金スケジュール

本人名義の銀行口座を開設してください。

採用後に誓約書と送金申込書に記入していただいた指定口座に送金します。

第一回 7月中旬（4,5,6,7月分）※二年次から6月末日

第二回 9月末日（8,9月分）

第三回 10月末日（10,11月分）※10月全国会合交通費含む

第四回 1月末日（12,1月分）

第五回 3月中旬（2,3月分）

4. 応募方法

(1) 提出書類

応募者は次の書類を整え在学する大学を経て申請してください。

- ① 奨学生推薦調書（様式1）※大学が作成してください。
- ② 高校の調査書を添付
- ③ 願書（様式2）
- ④ 履歴書（様式3）
- ⑤ 身上調書（様式4）
- ⑥ 家計維持者の所得証明書
(源泉徴収票,確定申告書または市区町村長発行の所得を証明できるもの)
- ⑦ 住民票（家族全員分）
- ⑧ 健康診断書（様式5）※大学発行の様式で構いません
- ⑨ 作文 テーマ「将来の夢」 原稿用紙2枚 800字以内
- ⑩ 写真2枚（縦4.5 cm x 横3.5 cm）※履歴書添付用の外にもう1枚用意。
裏面に大学名と氏名を記入してください。

※提出書類につきましては用紙が不足した場合コピーしてご使用ください。

（但し推薦調書は除く）

(2) 提出期限

2019年4月26日（金）（財団必着）

5. 選考及び通知

奨学生の採否の決定は、本財団選考委員会が書類選考し（但し必要により面接を行う場合もある）理事長が決定します。

選考結果は6月初旬までに在学学長を経て本人に通知します。

6. 奨学金の休止・停止・廃止

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたり欠席をしたとき。
- (2) 学業または生活行動などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- (3) 傷病等の事由により成業を継続する見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 在学中処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 財団が定める必要提出書類を期日までに提出できないとき。

7. 奨学生の義務

- (1) 給付型奨学金のため返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は毎年度末に継続審査書類として、学業成績証明書、生活状況報告書および学生生活報告書を理事長宛に提出しなければならない。
- (3) 奨学金受領書および近況報告書を財団が指定する用紙に指定した期日までに提出しなければならない。
- (4) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (5) 本財団の奨学金給与規定その他の規定を守り、本財団及び大学の指示に従い必要な手続きや連絡を怠らない。
- (6) 奨学生は本財団が主催する会合には原則出席するものとする。またその際の交通費や会合費は全て財団負担とします。
- (7) 新規採用となった奨学生は、東京都世田谷区にある榎山奨学会館で行われる「新入生オリエンテーション」に必ず出席することを条件とします。
今年度は6月30日（日）に開催します。

* 提出頂きました書類は奨学生採用審査に使用し、財団が保管・管理します。審査後、採用奨学生提出書類については財団活動趣旨に基づいて使用する事があります。（会報誌「かしの芽」、全国会合名簿など）

<提出および問い合わせ先>

公益財団法人 榎山奨学財団

事務局

〒103-8239 東京都中央区日本橋 3-10-5

オンワードパークビルディング

TEL 03-4512-1062 fax 03-4512-1063

Email / jimmu@kashiyama-sf.com

コード 番号	
-----------	--

年 月 日

奨 学 生 願 書

公益財団法人 檜山奨学財団 御中

ふりがな

氏 名

印

平成 年 月 日生

保証人

署 名

印

※本人との関係 (父、母、兄、姉、その他)

貴財団奨学生にご採用下さるようお願いいたします。

現住所	〒□□□-□□□□		
	携帯Tel	E-mail	Tel
家族住所	〒□□□-□□□□		
	携帯Tel		Tel
国 籍		出生地	都・道・府・県
在学学校	大学 部 科 年		
	入学 年 月 ~ 卒業予定 年 月 (最短年限)		
通学の住居 <small>※該当するものに○をしてください</small>	自宅 下宿 親戚 住込		
	公共施設 学寮 知人 その他 ()		
通学方法	※該当するものに○をしてください		
	電車	バス	自家用車 バイク 自転車 徒歩
当財団 記入欄			
選考決定	年 月 日	決定通知	年 月 日 給与終了 年 月 日

(注) ※本人 Email、携帯Telは必ず連絡のつく連絡先を記載してください。

履 歴 書

年 月 日 自記

写真貼付欄

- ・縦4.5cm×横3.5cm
- ・裏面に大学名と記名
- ・もう1枚 別途添付要

ふりがな
氏 名 (印)

生年月日 平成 年 月 日 満 才

本 籍	都・道・府・県	筆頭者名	筆頭者との関係 ()
ふりがな	〒□□□-□□□□		携帯☎ _____
現住所	Email _____		
学 業	年 月 _____	中学校卒業	
	年 月 _____	高等学校 _____	科入学
	年 月 _____	同 校 _____	卒業
	年 月 _____		
	年 月 _____		
学内活動		学外活動	
性 格			
趣味・娯楽	スポーツ	特 技	
他の奨学金へ申し込み (予定も記入してください)	有・無 (有とした場合は下記を記入して下さい。)		
	月 額	円	団体名
家庭よりの送金(見込)	月 額	円	
家庭、社会、人生に対する考え方・希望			


身 上 調 書

本人氏名

(印)

続柄	ふりがな氏名	生年月日	現住所	職業・勤務先・通学校名・学年	所得(年)税込み	
父		. .			千円	
母		. .				
本人		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
家計収入総額		3百万円以下 5百万円以下 1千万円以下 1千万円以上 (該当箇所に○印を付ける)				
家族住居の区別		持家 借家 借間 社宅				
1ヶ月当たり					初年度納付金	
収入		支出				
家庭より	千円	授業料	千円	授業料		千円
アルバイトより	千円	食費	千円	入学金		千円
その他	千円	住居費	千円	その他	千円	
		交通費	千円			
		その他	千円			
計 (A)	千円	計 (B)	千円	計	千円	
特記事項						
家庭の状況			生活の状況その他特記事項			

※ 別居者には×印を付けること ※ 前年度の所得証明書添付
 ※ 1ヶ月当たりの収入、支出の欄は記入出来る限りでお願いします (公益財団法人 檜山奨学財団)

健 康 診 断 書					
現住所					
氏名 <small>ふりがな</small>		性別	男・女	生年月日	平成 年 月 日生
身長	cm	血 圧			
体重	kg	検尿 (蛋白・糖)			
胸 囲	cm	診 断 所 見			
視 力	右				
	左				
運動機能					
体 格					
胸部レントゲン所見	間 接	既 往 症			
	直 接	判 定			
	透 視	(付 記)			
<p>上記のとおり診断します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">名 称</p> <p style="text-align: right;">医 師</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>					

※ 健康診断書は1ヶ月以内のものにかぎります。

家 庭 調 査 書													
申 請 者	所 属	学群 _____ 学類 _____ 年次 _____											
	学籍番号	_____			性別	男・女	現住所	〒 _____ Tel. (_____)					
	フリガナ	_____											
	氏 名	_____					家族住所	〒 _____ Tel. (_____)					
家 族 及 び 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年 齢	職 業	在職 期 間	勤 務 先 名 称		給与所得の収入 金額 (税込)	給与所得以外の 所得金額			
		父				年			万円	万円			
		母					年			万円	万円		
		父または母 死亡・離別の場合 時期 (年 月) 理由 ()											
		主たる家計支持者無職等の場合 時期 (年 月) 理由 ()											
						年			万円	万円			
						年			万円	万円			
						年			万円	万円			
						年			万円	万円			
	別 居 者 に ○ 印	続柄	氏 名	年 齢	学 校 名		設置者別	学校種別		通学別	控 除 額		
本人				筑波大学		国立			※自 宅 自 宅 外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)		※自 宅 自 宅 外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)		※自 宅 自 宅 外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)		※自 宅 自 宅 外	万円			
家 庭 の 特 殊 事	特別控除項目		控除有無										
	障害者がいる世帯		※有・無		続柄 () 氏名 () 手帳番号 ()					万円			
	その他												
本 人 の 状 況	家庭からの給付		月額 (千円)				認 定						
	アルバイト		月額 (千円) 内容 ()				総収入金額		① 万円				
	奨学金	受給中	月額 (千円) 団体名 ()				必要経費		② 万円				
		申請中	月額 (千円) 団体名 ()				特別控除額		③ 万円				
	その他の収入		月額 (千円) 内容 ()				総所得金額		④=①-②-③ 万円				
学 業 成 績	評 価	高等学校	5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額		世帯人数	人	
		大学 (院)	A	-	B	C	-				⑤	万円	
	修得単位数または科目数						家計充足率		⑥=④÷⑤×100				

- (注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。
(父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。
(父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
4. 「家庭の特殊事情」欄については、障害者のいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあっては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあっては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。

公益財団法人 樫山奨学財団奨学金給与規程

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第 1 条 本会の奨学生となるものは、大学に在学する者（国費及び政府派遣の外国人留学生をのぞく）又は大学院に在学する私費外国人留学生で学業、人物とも優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。ただし、大学院に在学する私費外国人留学生については他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給与を受けていない者。

(奨学生の種類)

第 2 条 奨学生の種類は、大学奨学生及び大学院奨学生とする。

(奨学金の額)

第 3 条 奨学生に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

奨学生の種類	給与月額
大学奨学生	40,000円
大学院奨学生	120,000円

2. 他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給与を受ける大学奨学生に対しては、前項の奨学金の額を減額して給与することができる。

(奨学金の給与期間)

第 4 条 前条の奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限の終期までとする。ただし、大学院奨学生に対しては2カ年を限度とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第 5 条 奨学生志望者は、本会あての奨学請願書に、在学学校長の推薦書及び在学証明者を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第 6 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。

2. 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に保証人と連署した誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第 7 条 奨学金は、毎月分一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヵ月分以上を合わせて交付することができる。

2. 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第 8 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第 9 条 奨学生は、毎年度末、学業成績、学生生活及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

第 10 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学・転学または退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 停学・その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名・住所・その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止及び停止)

第 11 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 12 条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が

止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 13 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他、第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第 14 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第 15 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第 4 章 補 則

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(実施細目)

第 17 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

昭和 59 年 4 月 23 日 第 1 条、第 2 条、第 3 条を改正する。

昭和62年7月10日	第3条を改正する。
平成元年5月12日	第1条、第2条、第3条を改正する。
平成3年4月24日	第3条を改正する。
平成5年5月13日	第3条を改正する。
平成26年3月13日	第3条を改正する。